

移動サービスへの道路運送法の適用

1 考え方

道路運送法は1951年バスタクシー事業者を育成保護するために制定され、違法な運送行為（自家用車による有償運送）を取り締まることに力点がある。

そのためさまざまな移動手段を確保するため道路運送法を適用すべき範囲を限定的に考えるなどの必要がある。

2 方法

- ・自家用有償運送の活用（運営協議会協議が必要、地域、利用者が限定）
- ・許可、登録が不要な移動手段の活用

3 許可、登録不要の類型

- ・無償運送（ガソリン代、駐車場代、道路通行料は可）
- ・有償であっても運送のみではないサービス
たとえば、乗車前後の付き添い、見守り、利用調整、買物、通院、介護など身辺援助と一体のサービス
- ・自治体や利用者に使用権原がある車両の運転をボランティアなどに委託
運送ではないので道路運送法の規制外

その他

許可・登録を要しない運送で行うとき まとめ

参照：国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」2022年3月改定版

利用者から**団体**が収受できるもの

・ 自発的な謝金や寄付

※以下の要件と併用○

・ **ガソリン代実費・道路通行料・有料駐車場代** (保険に係る費用は×)

・ **付添や見守に係る人件費**

①乗車前・降車後の付添・見守

②生活援助と一体の送迎（乗車中の時間も算定可）

・ **利用調整に係る人件費**

団体が**運転ボランティア**に供与できるもの

・ 人件費（運転役務等に係る報酬を含む）

・ ガソリン代実費

・ 車両提供に係る費用 (自動車保険料等)

自治体が**団体**や**ボランティア**に支援できること

・ 補助金の拠出

・ 介護予防ボランティアポイントの付与

・ 車両の提供（リース料を含む）

・ 維持費（自動車税、車検、駐車場代等）

・ 自動車保険など各種保険料



運転することへの報酬を団体が負担するのは○ 自治体からの補助は？ 利用者からの受け取り方は？

■国土交通省に問い合わせると・・・「運転者には報酬は一切払ってはいけない」と説明される場合があります。しかし、雇用職員が運転することは以前から可能でした。**ボランティアも職員も**、組織の所属員であり、個人で活動しているわけではないため、取り扱いが統一されました。

■**総合事業**に基づく「ボランティア奨励金」は、運転以外の行為に対して支払われるため、運送の対価とはみなされません。

介護予防・日常生活支援総合事業上の位置づけ

- サービス運営に必要な間接経費（予約の受付や割り振りなどサービスの利用調整をする人件費など）や送迎前後の付き添い支援に係るボランティアに対する奨励金が補助対象となります。

運転者への支払い

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

運営費用・助成

- 補助に関する留意事項
 - 》運転者への報酬といった運転する行為への人件費については補助することはできません。

参考：一般介護予防事業の「ボランティアポイント」は、ボランティア自身の介護予防が目的のため、行為に関わらず運送の対価とはみなされません。

参照：国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」
2022年3月改定版 p24 ほか

法律・事業の位置づけ	道路運送法上の位置づけ	運送の対価を受け取らないため、道路運送法上の許可または登録は不要です。
	道路運送法上の手続	特例の手続きなし。
介護予防・日常生活支援総合事業上の位置づけ	介護予防・日常生活支援総合事業上の位置づけ	● 介護施設や病院への送迎を行う等、介護予防・日常生活支援総合事業の対象になる場合、訪問型サービスの補助対象となるケースがあります。 ● サービス運営に必要な間接経費（予約の受付や割り振りなどサービスの利用調整をする人件費など）や送迎前後の付き添い支援に係るボランティアに対する奨励金が補助対象となります。 ● サービス対象者の半数以上が要支援者や基本チェックリストの該当者等であれば、運営費の補助対象となるケースがあります。また、半数に満たなくても、要支援者・チェックリスト該当者等の割合に応じた範囲で、運営費の補助を受けられる場合もあります。
	利用者・対象者	特例の要旨なし。
運送	運送主体	ボランティア団体、NPO、一般社団法人、一般財団法人、認可施設団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、自治会、町内会など
	運行時の責任	運送主体であるNPO等が、運行の実施とその結果について責任を負うことになります。
車両	車両	● 自家用車（自ナンバー）を使用できます。 ● 運送主体の所有車両・リース車両を使用できます。 ● 運転ボランティアが持ち込む所有車両を使用することも可能です。 ● 無償貸与してもらった地域住民の車両を使用することも可能です。
	の費用	● 運送主体が負担します。 ● 市町村から、所有する車両の購入費、車検等の法定の整備費用、任意の自動車保険料について補助を受けることが可能です。 ● 市町村が所有する車両を無償貸与してもらうことも可能です。
運転者	運転者	● 第一種運転免許で運転可能です。 ● 運転者は運送主体の職員又はボランティアです。
	者への支払い	● 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。
運送の対価	運送の対価	● 利用者から受け取ることができる金額等の額は、運送に要した燃料費、道路通行料及び駐車場代のみです。 ● 上記以外の費用（保険料等）の負担を求めることはできません。
	運営費用・助成	● 上記の利用者の実費負担を超える費用は、自治体からの補助金などで補います。 ● 市町村が可能な補助や支援については、例えば以下のようなものがあります。 ➢ 輸送サービスの利用調整に係る人件費 ● 補助に関する留意事項 ➢ 運転者への報酬といった運転する行為への人件費については補助することはできません。 ● その他、ご不明な点については運輸支局にご相談ください。

事業モデル（許可・登録が不要）

道路運送法上の許可・登録を要しない運送の場合
(参考) 利用者から受け取れるお金 & ボランティアに渡せるお金の関係

